

1 市町村民経済計算とは

市町村民経済計算とは、国民経済計算（08SNA及び平成27年基準）に準拠した「県民経済計算」に基づき、市町村内（民）の1年間の経済活動によって生み出された付加価値を「生産」、「分配」の2面から把握して、地域の経済規模、産業構造及び所得水準を計測したものである。

2 用語解説

（1）生産

・市町村内総生産

市町村内総生産とは、一定期間（通常1年間）に市町村内の生産活動によって、新たに生み出された価値（付加価値）の総額である。これは、産出額（注）から中間投入額（注）を差し引いたものである。

また、市町村内総生産は、雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金の4つの構成要素から把握される。

（注）産出額とは、生産された財貨・サービスの総価額のことである。中間投入額は、生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービスをいう。

・市町村内純生産

市町村内純生産とは、市町村内総生産から固定資本減耗額を差し引いたものである。

建物、機械設備など固定資産は生産過程において年々減耗する。この減耗分を評価し、将来の固定資産代替のための費用として計上されるものが固定資本減耗額である。

付加価値の評価に当たっては、固定資本減耗額を含んだものを「総（グロス）概念」といい、控除したものを「純（ネット）概念」という。

・市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、付加価値の評価の方法で、文字どおり市場で取引される価格による評価方法であり、「消費税等の生産・輸入品に課される税－補助金」を含んだ評価方法である。

要素費用表示とは、生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬・営業余剰・固定資本減耗額）による評価方法であり、消費税等の「生産・輸入品に課される税－補助金」を除いた評価方法である。

本推計結果表に示された「経済活動別市町村内純生産」は要素費用表示である。

・市町村「内」概念と市町村「民」概念

市町村内概念とは、市町村という行政区域内での経済活動を、携わったものの居住地に係わりなく把握するものである。一方、市町村民概念とは市町村内居住者の経済活動を、活動を行った地域を問わずに把握することである。

市町村民経済計算の推計では、生産面において市町村内概念、分配面において市町村民概念から把握している。

・経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用（消費支出、資本形成）について、意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は技術的な生産構造の解明に力点が置かれるため、実際の作業を行う工場や事務所などが分類単位及び統計単位となる。

・輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、消費税からなるが、輸入する事業所の所在地に計上する。国民経済計算に準じ、経済活動別には配分しない。

・総資本形成に係る消費税

事業者の総資本形成にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については、仕入れ税額控除できる消費税額は含まずに計上することが望ましい。しかし、そのような推計は困難であるため、総資本形成を構成する財貨・サービスごとに税込表示した上で、総資本形成にかかる消費税の総額を一括して控除する。

（２）分配

・市町村民所得

生産活動で生み出された付加価値が、市町村の居住者にどのように分配されたか把握したもので、雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

・雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与のほか、雇主が雇用者福祉のために直接負担する社会保障関係費用も雇用者に支払われたものとみなして、雇用者報酬の構成項目として計上される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

・財産所得

ある経済主体が所有する金融資産、土地及び著作権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権使用料などが該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。財産所得は、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」及び「賃貸料」に分類される。

・ 企業所得

企業所得とは営業余剰・混合所得（注）に財産所得の受払額の差額、すなわち純財産所得を加えたものである。

企業所得は、民間法人企業、公的企業、個人企業の3つに分類され表章されている。

（注）混合所得とは、家計のうち個人企業の取り分であるが、個人企業は営業余剰の中に事業主等の労働報酬的要素が含まれているため、営業余剰とは区別されている。